

目次

○第 79 回自主法政祭基調	2
○理念と諸問題	
—第一部理念—	
■自主法政祭の意義	3
■相互保障	4
■自主法政祭における全学性	4
■実行委員会	4
■差別問題と表現の自由	5
—第二部現実的問題—	
■飲酒問題	6
■相互保障に関する問題	6
・ 対内的問題	7
・ 対外的問題	7
・ 音問題	7
■大学施設利用に関する問題	8
・ 相互休講廃止と学祭規模の縮小	8
・ 企画スペース	8
・ 電力問題	8
・ 立ち入り禁止区域	9
・ 環境問題	9
■自主法政祭における安全性の問題	9
・ 火気器具問題	10
・ 衛生問題	10
・ 災害問題	10
・ 負傷事故	11
・ 盗難問題	11
■最後に	11
○資料	12

第 79 回自主法政祭基調

今年度、自主法政祭は 79 回目を迎える。我々学生の「学祭を行いたい」という気持ちによって創り上げられてきた自主法政祭は、これまで数多くの参加団体・来場者によって多様な盛り上がりを見せてきた。

第 76 回(自主法政祭)では新型コロナウイルスの収束に伴い、3 年ぶりに制限のない学祭を行うことができた。今年度はさらなる飛躍の年となることを目指したい。そのため、他参加団体との協力をより一層強固なものにする必要がある。我々も、参加団体の一つであることを再認識してほしい。

自主法政祭では、過去に 2 名の法大生が飲酒によって命を落とし、第 64 回では 3 人目の死者を出しかける事態となった。そのため、第 65 回より禁酒という措置を取ってきた。最後に飲酒可能であった第 64 回から時間が経った今、なぜ、自主法政祭が禁酒という措置を取らざるを得なくなったのか、その経緯と理由を再確認してもらいたい。そして、二度と同じ過ちを起こさないよう次世代へと受け継いでほしい。

自主法政祭は学生自らの手によって創り上げられている。運営の主軸は実行委員会ではあるが、多くの協力団体・参加団体の協力があって、初めて創り上げることができるものである。その自主法政祭における「自主」とは「相互保障」という理念に基づく重要なものである。参加者が各々の「自主」を主張し合い、自分本位な行動をとってしまったら、学祭全体へ影響を及ぼしてしまう。未来の後輩達にバトンを渡すためにも、学祭を運営している立場にあることを常に意識してほしい。

近年、周辺環境の変化に伴い、大学周辺の住民も増加した。さらに、様々な年代の来場者が訪れるようになった。しかし、同時に、大学周辺からの法大生へ対する苦情が後を絶たない。学祭期間中は気分の高揚から自然と騒ぎたくなってしまうが、近隣の施設や住民への配慮を普段の学生生活以上に意識し、決して欠かさないでほしい。そして自団体を中心とした利己的な考えは捨て、他団体や来場者のことも考えて臨んでほしい。

社会情勢の変化に伴い、自主法政祭の形は今後も大きく変わっていくことだろう。しかし、我々の「自主」は変わらないものであると信じている。何故、自主法政祭は「自主」を謳っているのか、その心を忘れないでほしい。自主法政祭が、これから先も受け継がれていくことを心から願っている。

第 79 回自主法政祭実行委員会市ヶ谷地区委員長 工藤智央

理念と諸問題

—第一部理念—

【自主法政祭の意義】

我々学生は法政大学において「自主法政祭」を開催している。法大生からなる自主法政祭実行委員会(以下実行委)は、主に学祭の運営・事務作業を行う。実行委は自主法政祭の基調を作成し、全学説明会において承認を得ることで初めて学祭の運営を認められる。それにより、正式に自主法政祭に向けて始動する。

自主法政祭では長年にわたって「自主」を掲げてきた。学生自らが運営することで、大学主催の学祭にはない自由を獲得することができる。しかしながら、近年「自主」に対する意識・理解は確実に低下している。皆で学祭を創り上げることを全参加者の総意としながらも、「実行委が開催する学祭に参加する」という意識を持つ参加者が多く見受けられる。全参加者の中で、実行委とその他参加団体は、果たす役割は異なるが対等な立場に立っている。

それでは「自主」とは何か。これは一義的に論ずることはできず、時代・環境の変化によって、当初掲げていた「自主」と比べてその意味合いは多様化している。それ故に、参加者は現代に即した「自主」というものを理解した上で後述する問題について考えていく必要がある。

現代の自主法政祭における「自主」とは、「学生自らが定めた理念・ルールに基づいて、全参加団体が、権利と責任をもって、主体的に活動すること」である。実行委は、全参加者に対し従うことを義務とした理念・ルールを定めるにあたって、学祭における諸問題を把握・検証すると共に、各団体の意見を聞くことが重要となる。この団体の中には参加団体だけでなく、大学側も含まれる。自主法政祭が法政大学で行われるものである以上、施設の管理者たる大学側と話し合い、意思疎通を図ることは学祭を実施する上で必要不可欠であるからだ。しかし、我々は大学側の一方的要求に必ずしも従うわけではない。我々と大学側は、自主法政祭を行う上で対等な存在であるという認識でいなければならない。

また、団体の中には自分たちが意見を言っても何も意味がないと考える団体もいるかもしれない。しかし、それでは自ら「自主」であるが故の権利を捨てているに等しい。参加者が自主性を喪失することは、「自主」の理念を揺るがすものである。それらの問題を見過ごすことは、後の自主法政祭が衰退することに繋がる。だからこそ、我々は自主法政祭における最大限の自由を単なる自己満足に終わらせてはならない。そのため、何か意見・要望があれば一度相談してほしい。実行委は定期的に大学側との交渉の場を設けている。その意見・要望が実現可能なものであるならば、それをしっかりと議題として挙げていき、実現できるように全力を尽くす。

コロナ禍では開催を断念する大学も多い中、我々は実地開催を続けてきた。新型コロナウイルスにより奪われた大学生の活動の場を創りたいという思いや、自主法政祭の持つ魅力を実地開催にて伝えたいという思いのもと、自主的な対策と判断をした上で直前まで実行委が大学側と交渉し、未来に繋がる自主法政祭を実行委と参加団体で創り上げてきたのだ。

これらを踏まえた上で、参加団体には自主法政祭だから認められること、負うべき責任を今一度考えてほしい。様々な問題を我々の手で乗り越えることによって自主法政祭が成り立つのだ。

【相互保障】

自主法政祭は参加団体・来場者・近隣住民など多くの方々の協力によって成り立っている。そのため、誰か一人の自分勝手な行動が多くの人に迷惑をかけてしまう。相互保障の理念とは「互いに思いやる心」である。この理念は、社会における一般的な理念であり、とりわけ自主法政祭においては守られるべき最重要規範の一つである。後述する自主法政祭が抱える問題の大部分は、この相互保障という意識の欠如から生まれてくるものである。実行委を含めた参加団体・来場者・近隣住民など、それぞれの間に確固たる信頼関係がなければ、この理念の体現は難しい。

相互に最大限の自由を得るためには、自分勝手な行動をとるのではなく、周囲に対して配慮をしなければならない。相互保障という意識の欠如は自分たちの企画だけでなく、学祭そのものの存続すらも危うくする可能性がある。より良い学祭を創り上げるため、参加者全員がこの相互保障の理念を常に念頭に置き、どのようにして体現していくか考え、行動し続けなければならない。

【自主法政祭における全学性】

ここで述べる「自主法政祭における全学性」とは、市ヶ谷・多摩両キャンパス間における学生の交流を図り、その二つの学祭を併せて、自主法政祭とする理念である。

現在、法政大学には市ヶ谷・多摩・小金井の 3 キャンパスが存在しており、それぞれが学祭を開催している。全学性という理念が生まれた経緯は、1984 年に大学側の一方的な決定によって市ヶ谷キャンパスにあった社会学部と経済学部が多摩キャンパスに移転させられたことに遡る。これは学生の反対の声を一切聞くことなく行われたものであり、多くの学生が学生活動の地理的分断を余儀なくされた。上記に述べた学生活動の分断が、自主法政祭における全学性という理念を生むことに繋がったのである。

また、実行委を含む全ての参加団体が共に学祭を創り上げるという意義に基づき、両キャンパスの学祭期間中は相互休講という措置が取られてきた。この相互休講によって、学生はどちらのキャンパスに通っていても両キャンパスの学祭への参加が保障されてきた。しかし、2007 年授業時間の確保などを理由に相互休講は廃止された。そして、両キャンパスの学祭は 2009 年より新たな道を歩み始める。学祭時期の前倒しや学祭日数の短縮といった学祭を取り巻く状況の変化や時代の流れもあり、両キャンパスそれぞれの学祭の目指す方向性は変わりつつある。これらの環境変化に柔軟に対応し、またそれぞれのキャンパスの独自の色を出していくため、各キャンパスの規模に合った理念やルールを設け、別組織として両キャンパスの学祭を運営していくことになったのである。今後も学祭の活性化を目標に、実行委では両キャンパス間の連携を取り続け参加団体をサポートしていく。

【実行委員会】

自主法政祭は全法大生が加盟している「学友会」が主催する行事であり、実行委の構成員も学友会員だ。実行委は学祭の安全・円滑な運営のため、ルールを制定している。とはいえ、実行委も学祭を構成する一つの参加団体であり、参加団体とは対等な立場である。また、自主法政祭を創り上げた、盛り上げたいという気持ちは他の参加団体と同じように持っている。しかし、実行委は学祭の運営者としての責務を負い、ルールに違反するすべての参加団体・来場者に対して注意を行う。これは

自主法政祭に関わるすべての人の権利と安全を保障するためである。

近年、実行委と参加団体との信頼関係が揺らいでいるという現状があり、看過し難い問題が発生している。これは学祭を運営するにあたって、あってはならないことである。実行委はより良い信頼関係の構築を目指し、より一層参加団体の声を取り入れる努力をしていく。

また、今年度も第 78 回に引き続き、自主法政祭をより円滑に運営し、充実化を図るため、各参加団体に協力を依頼する出向制度を設ける。実行委は各参加団体と共に自主法政祭の成功に向けて邁進していく。

【差別問題と表現の自由】

世の中には多種多様な「差別」が存在するが、我々は日常的に「差別」というものを意識することは少ないと言える。特に、学祭という不特定多数の人間が集う場においては、参加団体が無意識のうちに他者を傷つける可能性が高いことを認識すべきである。無意識にせよ差別が起こることがあってはならない。

ただ、「差別」を意識するあまりに、過度な自主規制を招く恐れもある。「自主」と「主体性」により成り立つ自主法政祭において、表現の自由は保障されるべきである。表現の自由を保障しつつ、差別を起こさないために必要なことが、企画を準備する段階での企画内容の精査である。その内容自体に差別性がないか、また、ビラ・ポスター・パンフレット・SNS などにも差別表現がないか確認すべきだ。学祭期間中にそれらの問題が発生した場合、事態が解決するまでの間、企画を中断しなければなくなってしまう。このような事態を避けるためにも企画準備段階での精査が有効な方法といえるだろう。また仮にそのような問題が起きてしまったときには、自己による反省や当事者間で行われる検証だけでなく第三者による検証も大切である。特に差別や宗教などの問題は、双方の意見が対立してしまい、「文化発信」という学祭が持つ側面の一つから大きく逸れてしまうことがある。準備期間・当日において最も有効な方法は「止揚」の考え方である。これは互いの意見をただ対立的に述べて否定し合うのではなく、それぞれのうち積極的な部分を持ち寄り、新たな考えを生み出すという方法である。この考え方をを用い、第三者を交えた検証の場を用意することが「差別問題の解決」と「表現の自由」を両立できる方法であると考えられる。

—第二部現実的問題—

【飲酒問題】

飲酒は自主法政祭の文化の一つであった。一方で、飲酒行為自体が大きな危険性を孕んでいるだけでなく、様々な問題の引き金となっていた事実もまた否定できない。

飲酒問題は、命に関わる問題であるということを個人・参加団体がこれまで以上に真剣に考えなければならない。詳しくは資料の 15 頁を参照してほしい。事実、自主法政祭では泥酔者が死亡するという最悪の事態にまで至るケースが 2 件(第 47 回・第 53 回)あった。

このような惨事を防ぐための施策として、講習会の開催・飲酒可能時間の制限・アルコール度数や飲酒総量の規制などを行ったが、それに伴い弊害も見られた。これを受け、第 63 回ではアルコール度数に関する制限の緩和・飲酒可能時間の変更を行った。しかし、高濃度の酒を別容器に詰め替えての販売や泥酔者によって大学備品が破壊されるなどの新たな問題が発生した。そこで第 64 回では、飲酒可能時間の変更・「酒類取り扱い理由書」提出の義務化などの対策を講じた。さらに、全学説明会にて「問題の改善が見られない場合、来年度の学祭が禁酒となる可能性がある」との声明を発表した。結果として死者こそ出なかったものの、泥酔者と診療所利用者の数は前年よりも大幅に増加してしまった。

第 64 回の惨状を重く見た大学は、「禁酒措置を取らない限り学祭を行わせない」という声明を発表した。第 65 回においては禁酒を決定し、完全禁酒・構内への酒類持ち込み禁止のルールを設定した。また、第 66 回以降は飲酒後の入構も禁止とした。この措置によって学祭における酒関連の問題は激減し、それ以降学内における泥酔者は確認されず、飲酒問題に一定の区切りを付けることができた。しかし、第 68 回では学祭最終日に、泥酔した本学学生が JR の線路内に窃盗した自転車を投げ込むという事件が起こってしまった。後に逮捕された学生は「大学祭で飲酒をした」という供述をしたとの報道がなされた。また第 69 回でも、飲酒をしていた本学学生集団が深夜、学外で菓子投げ合い警察沙汰になってしまった。対外的な問題を起こしてしまったという意味では、第 64 回の惨状よりも学祭の存続に重くのしかかってくる問題である。また、禁酒となったことで酒関連の問題が激減したのは事実だが、第 76 回でも外濠公園で本学の未成年学生による飲酒行為が発見されたように問題が完全になくなった訳ではない。

その一方で、酒類を取り扱う企画が行えなくなった団体がいることを忘れてはならない。実行委は酒類に関する様々な要望がある限り、それらの要望を実現するために安全面を最大限考慮しながら大学側と交渉を行っていく。その話し合いのためにも、学祭に参加する全ての人に、一層の自覚ある行動が求められる。また、近年の構内飲酒が発覚した際や、酒缶を団体が見つけた際に直接大学側に報告する事例が増えている。あくまでこれらの飲酒問題の管轄は実行委であり、ひいては警備局長の管轄になるということを今一度我々も認識しなくてはならない。

【相互保障に関する問題】

第一部で述べた通り、学祭に参加するにあたって相互保障の理念は守られるべき最重要規範の一つである。しかし、現状ではその規範が完全に守られているとは言い難い。特に電力・音・飲酒・火

器・喫煙などに関する問題は、周囲への配慮が著しく欠けたために起きてしまった。過去の学祭においては、ガラスの破片の散乱、他のフロアまで聞こえるような大きな音での企画・団体構成員同士の喧嘩などの深刻な問題も多々見られた。また、騒音やゴミなどによる近隣地域からの苦情が存在していることも事実である。このような状況下では相互保障という理念の基に、自団体だけでなく来場者・他団体・近隣住民に配慮した企画実施が求められる。この項では、相互保障を考える上で欠かせない問題について述べる。

<対内的問題>

学祭では過去に参加団体に対し実行委側から企画内容の制限や企画中止の処分を行ってきた事例がある。第 76 回では、火器の取り扱いを誤って火災事故を起こした団体や、屋台に食品を放置した団体が企画停止や食品回収による企画制限を受けた。その背景には来場者や他団体に危害を及ぼす可能性があり、企画保障よりも危険の回避を優先した実行委の判断があった。安全かつ楽しく学祭を行う上で身体的危害を避けることも忘れてはならない。

一部の参加団体や個人による身勝手な言動が来場者や他団体の迷惑になっていると判断した場合、実行委は速やかに適切な処置を行う。この根拠として重要なのが相互保障の理念である。これは学祭において、一団体・一個人の言動が第三者を心的に害することを防ぐための考え方である。この理念は実行委が参加団体に対して一方的に用いるものではなく、実行委と参加団体、また参加団体同士が互いに意識しなければならない。そして、各団体は常に他者への意識と配慮を心がけた活動を行わなければならない。

<対外的問題>

全参加団体は、キャンパスの外に対しても配慮をした上で企画の運営に臨まなければならない。法政大学市ヶ谷キャンパスは、オフィス・住宅・病院・学校などに囲まれている。学祭期間中のキャンパス構内では、学祭という「非日常」が展開されるが、学外では一般的な「日常」生活が送られている。そのため、全参加団体が、地域社会の一員であることを十分に認識して活動する必要がある。自主法政祭は近隣の住民・施設の理解があって、初めて開催できていることを忘れてはならない。全参加団体は近隣の住民・施設に対してより一層の配慮及び節度を持った行動をとらなければならない。

<音問題>

学祭を行うにあたって、騒音も大きな問題である。音出し可能時間においても大音量で音楽を流したり、大声を出したりすることで、他団体の企画の阻害や近隣住民の迷惑になるからだ。また、準備日も含め、学祭期間中は近隣の住民・施設への配慮から、19 時以降はアンプを用いた音出し禁止時間に設定されている。過去には、アンプなどを介し大音量の企画を行う団体とその下の階で企画を行う団体の参加を必須とした「音対策会議」を実施し、各団体の防音対策の共有を行うことで、当日の様々な問題を防ぐことに努めた年もある。近年は時間の規定や対策の成果もあり、近隣からの苦情などが減少傾向にある。そして第 78 回では音量制限を設けたこともあり、結果として教室企画が原因と考えられる外部からの苦情はなかった。全参加団体にとって、音は学祭に欠かせないものである。一

方、日常生活を送っている近隣の住民・施設に対しては迷惑になる可能性があるという事を再認識すべきである。第 79 回でも引き続き対策を検討する。

【大学施設利用に関する問題】

自主法政祭は我々法大生の熱意によって行われている。しかし、その思いとは裏腹に大学側からの規制により理想としている学祭が開催できていないという現状がある。施設管理権が大学にある中で学生側の要望を通すためには、大学施設を利用することによって生じる問題について正しく認識しなければならない。この項では大学と学祭の関係を考える上で生じる問題について述べていく。

<相互休講廃止と学祭規模の縮小>

実行委を含む全参加団体により自主法政祭が創り上げられるという意義、また全学性の理念に基づき、市ヶ谷・多摩両キャンパスにおいて学祭期間中の相互休講という措置が過去に取られていた。この相互休講によって、学生はどちらのキャンパスに通っていても互いの学祭への参加が保障されていた。しかし、2007 年に授業時間確保などの理由から大学側は相互休講の廃止を決定した。相互休講廃止について学生側が抗議するも、大学側の一方的な決定が取り消されることはなかった。これにより、それぞれの学祭に参加し難くなる学生が増え、両キャンパスの学祭の規模縮小に繋がったことは言うまでもない。ただし、両キャンパスの学祭の独自性は互いに尊重すべきものであるため、今後も両キャンパスにとって最善の形を検討していく。また、学祭規模縮小の原因として、企画時間の短縮も挙げられる。オールナイト企画禁止以降の企画時間は 8 時から 23 時(最終日は一律 16 時)までだったが、第 71 回の屋台企画は 9 時から 21 時まで、教室企画は 9 時から 21 時 45 分(最終日は一律 16 時)まで、第 72 回の屋台企画は 9 時から 19 時まで、教室企画は 9 時から 20 時(最終日は一律 16 時)までとなり年々縮小している。それに加えて第 73 回では新型コロナウイルス対策のため、屋台企画・教室企画共に 9 時から 18 時(最終日は一律 16 時)となり、例年以上に学祭規模が縮小された。その後、第 74 回から教室企画は 19 時までと、第 73 回に比べ企画時間が延長された。しかし第 78 回では屋台企画・教室企画ともに 9 時 30 分から 18 時(最終日は一律 16 時)と縮小された。今年度も企画時間を変更する必要性が生じるかもしれないが、今後も実行委として学祭の適正な企画時間確保のために大学側と交渉を続けていく。

<企画スペース>

2014 年度から 2020 年度まで行われていたキャンパス整備計画により、市ヶ谷キャンパスにおける企画スペースは様々な規制を受けていた。第 67 回では正門前広場・ピロティ下・キャンパス中央広場の一部が使用不可となった。第 69 回では、大内山庭園などこれまで多くの屋台企画を行っていた場所や学生ホール・ホワイエなどが使用不可となり企画実施の代替場所すら見つけられない状況になった。第 70 回では、富士見坂庭園を始めとし第 69 回で使用できなかった場所が再び使用できるようになった。第 72 回では、55・58 年館が取り壊しのため使用不可となり、第 71 回まで行われていた場所で企画ができなくなった。第 73 回ではキャンパス中央広場が全面使用不可となった。第 74 回ではキ

キャンパス整備計画が終了し、企画を行える場所が大幅に増加し、屋外の企画スペースを行える場所が大幅に増加した。しかし、キャンパス中央広場、メモリアルコリドーにおいて強風の影響が問題視され、今年度は昨年度に引き続き企画スペースの使用方法をさらに模索する必要がある。今までの経験を基に実行委を中心とした全参加団体で利用方法を考えていきたい。

<電力問題>

学祭では一団体あたりの教室企画最大電力使用量を定めている。なぜなら校舎全体の総電力量には限界があるため、一つの参加団体でも割り振られた以上の電力を使うとフロア全体の電源が落ちてしまう危険性があるからだ。電源が落ちてしまうことによって、同じフロアで行われている全ての企画が一時的に停止してしまう状況に陥る。第 62 回においては外濠校舎の教室で申請外の電力を使用したために、教室のブレーカーが落ちるという事態が発生した。オープンスペースのような、企画教室外の未使用のコンセントも同様の危険性があるので使用を禁止している。また、割り振られた電力内であっても申請外の物(携帯電話の充電やヘアアイロンの使用など)のために使うことは禁止している。屋外屋台地割では、燃料に引火する危険性があるため発電機を含め電力は使用不可となっている。第 69 回に設置された。

屋内屋台地割では、申請した電気調理器具のみ使用可とした。第 70 回では、屋内屋台地割で申請外の電気調理器具を使用したことや、延長コードを使用し携帯を充電していたことにより、電源が落ちてしまい、申請した器具が使えなくなってしまうという事態が発生した。電力使用に関しては各参加団体で十分に考えてから申請を行わなければならない。

<立ち入り禁止区域>

学祭期間中には、企画運営や安全上の理由からいくつかの場所を立ち入り禁止区域に設定している。それらの場所には注意を促すための貼り紙やコーンの設置がされているが、貼り紙が破られる、コーンが移動させられるなどの被害が頻繁に起こってきた。また、毎年立ち入り禁止区域の中に侵入している人が発見され、実行委から注意を受けている。なぜ立ち入り禁止区域が設定されているかを各参加団体で十分に理解・把握した上で企画を実施しなければならない。

<環境問題>

学祭期間中は企画スペースの準備段階や屋台での調理・販売物から大量のゴミが発生する。そのため協力団体がエコステーションをはじめとした所定の場所でゴミを回収している。その他にも参加団体にゴミ袋を配布し、ゴミ回収の協力を得ている。しかし、回収にあたって細かい分別を促しているものの、分別せずにゴミを捨てる人が多い。過去には分別項目にない粗大ゴミが持ち込まれることもあった。自団体の企画で出たゴミなどは、ルールに則り、責任をもって処理しなければならない。現在法政大学では、健康増進法を受け、指定場所以外は全面禁煙となっている。学祭期間中は企画運営や管理の関係上、普段と喫煙所は異なる場合があるが、指定場所以外の全面禁煙は変わらない。しかし、過去には火器厳禁であるプロパンガスボンベ付近での喫煙をはじめ、指定場所以外での喫煙行為・吸い殻のポイ捨てなどが多く発生していた。ルールに反した喫煙行為は火災を引き起こしかねない。また、マナーを守らない喫煙者のために周囲が不快な思いをすることもある。受動喫煙問題の観

点からも非喫煙者の権利は守られなければならない。

最も大切なのは各団体が配慮を持って公共の場を使用することである。自分たちだけが良ければよいという考えは改めなければならない。

【自主法政祭における安全性の問題】

自主法政祭では、火気器具問題や盗難問題など大きな問題が普段より起こりやすい。この項では、安全上の注意点を述べる。前提として、学祭期間中は多くの来場者や参加団体がいるため、普段の大学内の状況とは違った空間が形成される。たとえ故意ではなかったとしても人災が起こり得るため、学祭に参加する一人一人の意識が重要となってくる。そのため、安全面について普段の生活よりも強く意識しなければならない。

<火気器具問題>

屋台企画では多くの団体がプロパンガスボンベを使用することから、火器を取り扱う上での注意や配慮が必要不可欠である。実行委では、プロパンガスボンベのある屋台内の喫煙や元栓の閉め忘れなどに対する注意喚起を行っているが、残念なことに、火器の使用法に不備のある参加団体が多数見受けられる。第 61 回では企画が終了した屋台のコンロに火が付けられ、その中にハサミが投棄される事件が起きた。また、第 64 回及び第 66 回から第 69 回では屋台内でボヤ騒ぎが発生し、第 65 回では元栓を閉め忘れて、屋台企画場所にガスが漏れる事態が発生した。ボヤ騒ぎ・ガス漏れに関しては、幸いにも付近の参加団体による消火や実行委への早急な連絡があったため大事には至らなかったが、一歩間違えれば人命や、学祭の存続にも関わる事態であった。実行委では、密集したプロパンガスボンベへの引火や誤使用による事故の危険性を鑑み、屋台内喫煙やカセットコンロの使用を禁止している。また、プロパンガスボンベを使用する団体に向けてプロパン講習会も開催している。しかしながら、第 76 回では、火気の取り扱い方法の理解不足による火災事故が 2 件も発生している。学祭中止には至らなかったもののこれらは看過できない大問題である。安全第一であることを決して忘れずに行動しなければならない。

<衛生問題>

屋台企画をはじめ、飲食の提供を伴う企画がある学祭では常に食中毒の危険性がある。そのため、衛生管理には細心の注意を払わなければならない。食中毒を防ぐために、使用する全ての食材・調味料・調理器具は、責任をもって管理しなければならない。実行委では、特に食中毒の危険性が高い生鮮食品について、安全を確保するため販売を制限し管理の徹底を呼び掛けている。しかし、毎年生鮮食品をはじめとする食品の放置が見受けられる。過去には生肉・生魚・生卵・果物・冷凍食品・調味料の放置があり、実行委による回収を行った。その他調理に携わる人が衛生面の徹底(ビニール手袋の着用・マスクの着用・手洗い・手指の消毒など)を行うこと、調理用水を確保すること、調理器具を清潔に保つことなどの基本的な事項を抑えることも食中毒などの衛生問題の発生を防ぐことに繋がる。また、第 73 回から第 75 回では、新型コロナウイルス対策のため、トレー上での金銭の受け渡しや、

歩き売りの禁止、指定場所での飲食などの感染対策を講じた上で衛生管理を徹底した。我々は衛生管理の大切さを事前講習会にて啓発している。これは、衛生問題に対する意識と事故の危険性の理解度を高めてもらい問題の発生を抑制することを目的としている。また、当日のルールなど、食品を取り扱う団体が必ず守らなければならない事項も伝えている。各団体は、食品取扱の重大さへの理解と衛生問題への対策を徹底しなければならない。

また、毎年水場の詰まりが問題となっており、実行委ではザルを置くなどの対策を行っている。水場を利用する全団体が、ゴミを残したり、調理に使用した油や残飯を流したりすることなく、清潔に利用しなければならない。

<災害問題>

学祭期間中に地震などの自然災害が発生し被害を受けた過去がある。実行委では参加者の安全を第一に考え、緊急時には避難指示を迅速に行う。必要とされる場合には学祭の中止も選択肢に入れながら、臨機応変に対応していく。実際に第 64 回及び第 66 回では小規模な地震が発生した。万が一、多くの人が密集したキャンパスで大規模な地震が発生した場合、パニックによる被害の拡大が想定される。実行委では万全を期すため、対策・対応を引き続き考案していく。各団体においては、企画中に災害が発生した場合を想定し、避難経路の事前確認や展示物の安全な展示方法、企画の一時停止・緊急時の対応及び対策について考えておかなければならない。特に屋台企画においては、火事などの二次災害への対応も含めて考えておく必要がある。自然災害に対し、事前に備えることで安全の確保に努めていかなければならない。

<負傷事故>

学祭では場の雰囲気吞まれ、つい気分が高揚してしまう。しかし、その気の緩みが大きな事故に繋がる可能性があることを念頭に置かなければならない。過去には、企画時間外の準備・片付けにおいても、参加者同士でトラブルを起こして負傷し、さらに周囲の人に怪我を負わせてしまうということもあった。中には一方的に来場者に対して暴力を振るい、奥歯を折る大怪我を負わせたという悪質なケースもあった。実行委でも注意喚起を行っていくが、各参加団体でも安全に配慮した企画運営を徹底しなければならない。学祭期間中も大学の診療所を利用することができるが、各参加団体でも救急箱の用意をしてもらいたい。仮に救急車両を呼ぶような事例が発生した場合は、構内の混乱を避けるため決して個人で電話せず、まずは実行委へ必ず連絡するよう徹底しなければならない。

<盗難問題>

学祭期間中は学生のみならず不特定多数の人が大学に入構する。そのため普段に増して盗難に対する注意が必要である。過去の学祭においては、企画を行っていた参加団体のギターが盗まれる、屋台企画の売上金が盗まれるなどの事件が起きている。さらに、来場者のバッグが盗まれ、警察に被害届を出すということもあった。被害者にならないために自分たちの所持品に対して、より一層の注意を

払い、管理することが求められる。

【最後に】

感染症に悩まされた期間を乗り越え平穏な日々を取り戻し、我々はそれまで以前に戻ったと言えるだろう。実行委一同、ニューノーマルな学祭運営を考えていかなければならない。時代とともに環境が変わったとしても、自主法政祭が法大生の自主と主体性によって創り上げられることは変わらない。自主法政祭にはこれまで述べたように様々な問題があり、より一層のルールへの遵守やマナーの向上が求められている。だからこそ、参加する一人一人がこれらの問題を考え、意識することが重要である。そうすることによって社会情勢の変化に振り回されることなく、より良い自主法政祭を創り上げることができると私たち実行委は確信している。自主法政祭は今年度で79回目を迎える。これまでの歴史をしっかりと受け止め、今後に受け継がれるような学祭を創り上げていくために全参加団体で協力していこうではないか。

資料

以下に我々が継承し取り扱ってきた過去の自主法政祭において起こった事象を挙げていく。

【企画スペースに関する事項】

2000 年（第 53 回）

学祭期間中に人間環境学部や大学院が授業を強行したことにより、企画が制限された。

2001 年（第 54 回）

ボアソナードタワー（以下ボアソ）のゼミ室が学祭直前で使用不可とされた。

2002 年（第 55 回）

ゼミ室の使用は禁止のままとなった。また、キャンパス中央の芝生が突然造営されたことにより、そこに置く予定であったゴミコンテナが学祭直前にボアソ裏へ移動になった。

2003 年（第 56 回）

69 年館が大学院棟となり使用不可になったことを受け、ボアソの 7～11 階の使用を要求した。その結果、折衝において学生部長から提示された「掲示に関する提案」を受け入れることと引き換えに、5・6 階ゼミ室の使用許可を得た。

2004 年（第 57 回）

学生会館本部棟解体工事により、キャンパスが鋼板塀によって縮小した。それに対して企画場所確保のため、学祭時期の鋼板塀の一部削減、及び学生会館ホール棟の学祭時の開放を要求し、実現に至った。

2005 年（第 58 回）

外濠校舎の建設のため、キャンパスの大部分を鋼板塀が占めた。それに対して企画場所確保のため、ボアソ 7・8 階のゼミ室の利用を要求し、実現に至った。

2006 年（第 59 回）

隣接する嘉悦学園女子中学校・高等学校敷地を買収し、キャンパスを拡張した。改修工事を経て富士見坂校舎として稼働を開始したと同時に学祭における使用も開始した。交渉を行うも、校舎における飲食・飲酒・煮炊きは禁止された。

2007 年（第 60 回）

外濠校舎が完成し、学祭におけるキャンパスの全面使用が可能になるも、富士見坂校舎と外濠校舎における飲食・飲酒・煮炊きは禁止のままとなった。さらにボアソ教室の企画使用が規制された。

2008 年（第 61 回）

防災上の理由から 55・58 年館地下の EV ホールが企画場所として使用不可になった。しかしボアソのパブリックスペース（1 階・低層 EV・高層 EV の間）にステージを設置し、新たな企画場所として使用可能になった。旧 62 年館の改築が終了し、市ヶ谷田町校舎として利用を開始した。しかし外濠校舎・富士見坂校舎における企画スペースの空き、田町校舎へのアクセスの悪さから学祭での利用は自粛した。

2009 年（第 62 回）

屋台の大内山・富士見坂エリアでの酒類販売が禁止になった。

2011 年（第 64 回）

55・58 年館の固定机イスの一部取り外しが大学に拒否された。また、地震対策としての補強工事により学生ホールの企画の一部が制限された。

2012 年（第 65 回）

老朽化により、55・58 年館の固定机イス取り外し不可能な教室が増加した。

2013 年（第 66 回）

老朽化により、55・58 年館の固定机イス取り外し不可能な教室がさらに増加した。また、老朽化、及び防災上の理由から EV ホールをはじめとする 55・58 年館の廊下での企画は第 66 回で最後とする旨を通告された。

2014 年（第 67 回）

キャンパス整備計画に伴い、キャンパスの多くが鋼板塀によって囲まれた。その影響で、正門前エリア及び下ピロティエリアでの屋台企画などが制限された。

2015 年（第 68 回）

屋台企画場所を確保するためカリヨンを新たに開拓した。

2016 年（第 69 回）

キャンパス整備計画が第二段階に進行した。キャンパス中央広場・富士見坂庭園・大内山庭園・カリヨンが使用不可になり、屋台企画地割が大幅に減少した。また、55・58 年館と富士見坂校舎の一部が封鎖され、教室企画やキャンパス企画に関しても大幅な支障をきたした。新校舎「富士見ゲート」が完成し、9 月より運用を開始した。

2017 年（第 70 回）

キャンパス中央広場と富士見坂庭園を繋ぐ貫通工事が完了し、企画場所が増加した。

2019 年（第 72 回）

55・58 年館が閉鎖し、解体工事によりキャンパスは鋼板塀によって縮小した。また、4 月より大内山校舎の運用を開始した。

2020 年（第 73 回）

キャンパス整備計画が最終段階に進行した。これによりキャンパス中央広場が全面使用禁止になったことから屋外屋台地割が大幅に減少した。

2021 年（第 74 回）

キャンパス整備計画が終了し、キャンパス中央広場・メモリアルコリドーが使用可能となった。これにより屋外屋台地割が増加した。しかし、学祭期間中に強風のため、一部屋台企画が外濠校舎前・富士見坂庭園に移動された。

【掲示物に関する事項】

2000 年（第 53 回）

3 月、大学は 2001 年度から「ビラ・ポスター規制」を実施する旨を学生に一方的に告知した。この規制では、「新入生歓迎会と自主法政祭に特例としてビラ貼りの期間を設ける」とあった。しかし、「特例」の定義については曖昧であった。また、今まで自由に掲示出来ていた壁面の掲示を全面的に禁止する決定が行われたが、学生側からの反対が強く、結果としてビニールシートを壁面に貼り、その上に従来通り貼ることになった。

2002 年（第 55 回）

新入生歓迎祭においてもビラ貼り期間は講義開始までとされ、実行委は強く抗議した。また、大学は、特設掲示板の設置・電車内の広告を使つての宣伝・移動式掲示板の数の増加などの代替案を提示した。

2003 年（第 56 回）

新入生歓迎祭において実行委は改めて学生の声を集約し、大学へ提出した。その後の話し合いで「掲示に際しての幾つかのルールを学生に守らせることと、55・58 年館の 1 階、壁の部分のビニールシートを貼らないこと」を交換条件として掲示期間は延長された。また、特設掲示板の設置も同期間で行われた。大学は「自主法政祭時における BT 使用」の交換条件として「(Ⅰ)10 月 18 日からの屋外特設掲示板への掲示(Ⅱ)10 月 27 日からの 55・58 年館地下 1 階と 3 階以上のビニールシートへの掲示(Ⅲ)11 月 17 日からの 55・58 年館 1 階壁部分への掲示」を提示した。実行委員会の交渉の結果、「(Ⅲ)11 月 17 日からの 55・58 年館 1 階と 3 階までの階段のビニールシートへの掲示」となった。

2004 年（第 57 回）

新入生歓迎祭において、55 年館 3 階から 7 階にかけての廊下壁面の防火塗料がはがれ落ちるという

理由から、大学は掲示のためのビニールシートを貼ることを拒否した。結果、該当する階にパイプとベニヤ板で作った特設掲示板を設置することとなった。

2005 年（第 58 回）

新入生歓迎祭から外濠校舎建築中の鋼板塀に特別措置として、実行委員会が貼り付けるという条件の下、ビラを貼ることが許可された。

2006 年（第 59 回）

新入生歓迎祭より、「学友会特設掲示板」が 58 年館学務部前に設置され、学祭期間中においても新たな情宣媒体として用いられるようになった。

2013 年（第 66 回）

7 月 27 日から 11 月 5 日までの期間、80 年館工事のために「学友会特例掲示板」が外濠校舎 2 階 S205 教室裏に移動になった。

2014 年（第 67 回）

キャンパス整備計画のため、「学友会特設掲示板」が外濠校舎 2 階 S205 教室裏に移動した。

2016 年（第 69 回）

富士見ゲート校舎の完成によりピクチャーレールを利用した臨時掲示板が学祭期間中設置された。

2019 年（第 72 回）

55・58 年館が閉鎖したことにより掲示スペースが縮小した。代替案として、富士見ゲートの壁に養生板を貼り、臨時掲示板を増加した。

【酒に関する事項（一部抜粋）】

1994 年（第 47 回）

飲酒した学生が、嘔吐物を喉に詰まらせ、死亡した。

2000 年（第 53 回）

飲酒した学生が、自動車の運転で事故を起こし、死亡した。

2006 年（第 59 回）

「23 時以降全面禁酒」という深夜帯の飲酒を制限するルールを制定した。

2008 年（第 61 回）

講習会を開催した。

2009 年（第 62 回）

飲酒可能時間の制限と酒類の総量の制限を行った。これらの制限により泥酔者の数は減ったものの、夜間の飲酒可能時間短縮の影響で夜間の参加者が減るなどの弊害が見られた。2010 年（第 63 回）アルコール度数の制限の緩和・飲酒可能時間を変更した。しかし、高濃度の酒を別容器に詰め替えての販売、泥酔者による大学備品の破壊などの問題が発生した。2011 年（第 64 回）飲酒可能時間を変更し、「酒類取り扱い理由書」提出の義務化などの対策を講じた。さらに全学説明会にて「問題の改善が見られない場合、来年度の学祭が禁酒となる可能性がある」との声明を発表した。結果、死者こそ出なかったものの、泥酔者と診療所利用者の数は前年よりも大幅に増加した。

2012 年（第 65 回）

禁酒を決定した。完全禁酒とし構内への酒類持ち込み禁止などのルールを制定した。以後、自主法政祭では禁酒措置を講じている。

2015 年（第 68 回）

学祭最終日に、泥酔した本学学生が JR の線路内に窃盗した自転車を投げ込むという事件が起こった。後に逮捕された学生は「大学祭で飲酒をした」という供述をしたとの報道がなされた。

2016 年（第 69 回）

飲酒をしていた本学学生集団が深夜、学外で菓子投げ合い、警察沙汰になった。

2024 年（第 77 回）

学外演者を呼んだ企画で大量の飲酒者が発見された。

【差別事件、差別性があると指摘がされた事例】

※資料として過去に差別事件、差別性があると指摘された事例を掲載しているが、それらは当該年度の判断であり、その判断基準は現在とは異なる場合もある。無論、企画の正当性について議論する場合は今年度も設けており、企画を制限するものではない。

1972 年（第 25 回）

学祭テーマ「更なる墮落と退廃へ」に基づき「豚殺し」を行う。このことは「屠殺」業労働者への差別、「被差別部落」への差別意識の現れであった。

1973 年（第 26 回）

学館シンポジウムにて部落解放の闘いに対する中傷発言が行われた。

1980 年（第 33 回）

この年には 4 つの差別事件が起きた。

1：学祭パンフ、企業広告内に「読まず、書かず、聞かず、三ツの川をまっしぐら、脱成長性分離性

ろう者」(マツダ〜人を育てる 101 の法則〜38 項目)という表現が掲載されていた。この表現は聴覚障害者に対する差別であるとした。

2: 学祭期間中、学館ホール棟付近にて障害者である A 君に対しての差別発言が団体構成員と思われる法大生 2〜3 人によって行われた。

3: 学祭パンフ、赤坂エリートの広告「エリートカップル誕生—結婚相談、男性—大卒、まじめな責任感ある方、女性—短大卒以上、教養ある女らしい方」が、女性差別を助長するものであるとパンフ製作過程にて実行委数人によって指摘された。

4: 学祭期間中、深夜、学館本部棟 5 階にて学友会所属団体構成員とその OB がビニール本の販売をした。「女性の人格を切り離し、身体を男性の性的欲求の単なる対象物として取り扱う」といった女性に対する差別性があるとした。

1984 年 (第 37 回)

I 部実行委のオールナイト企画にて、「風間杜夫」特集として 5 本の映画(昼下がりの情事・変身、女教師、私生活他)を上映。女性差別の拡大、助長を含むものであった。

1986 年 (第 39 回)

プレ企画、参加団体企画にて学外者が「黒色火薬通信」という文章を販売した。この文章は「裏ビデオ販売」などを掲げた文章であった。女性差別の拡大、助長を含むものであった。

1987 年 (第 40 回)

実行委企画、星空活動大写真館にて、アニメ「妖怪人間ベム」を上映した。この作品の表現方法そのものに差別性があるのではないかとの意見が出された。

1998 年 (第 51 回)

参加団体企画にて、団体が「テポ井」という名で屋台を行っていた。この名が在日朝鮮人への差別を助長するものであると在日朝鮮人の方から指摘を受けた。また、「ミス法政コンテスト」の開催が団体の主催で計画されていたが、この計画は主催団体の一方的な要望により、中止となった。「ミスコン」とは身体と人格を切り離して都合よく規定した「女性像」に基づいて、女性の評価を行うものである。ここに男女の対等な関係性はないとした。また、実行委企画多摩地区の星空活動大写真館にてアニメ「ヤッターマン」を上映した。女性差別の拡大、助長をしかねない部分があるとの指摘があった。

1999 年 (第 52 回)

学祭パンフにて参加団体企画の紹介に「ぼんくら」という表現があり、それが中傷にあたるのではないかとの指摘があった。

2003 年 (第 56 回)

学祭のパンフレットにて「II 部部落解放研究会」の名称の「解放」を「開放」と誤って記載してし

まい、当該団体から指摘を受けた。

2005 年（第 58 回）

参加団体から「真美コンテスト」という内面の美しさを競う企画が発案された。一般的に言われる「ミスコン」との差異について議論になったが、主催団体が企画趣旨の説明会を行い、それに対する理解を得ることができ、企画実施となった。

2008 年（第 61 回）

参加団体から「ミス&ミスター法政コンテスト」の企画開催が発案された。例年の状況を踏まえ、コンテストの内容を「人の内面の美しさを評価する」ものとし、理解を得ようとしたが賛同が少なく、結果として企画実施に至らなかった。

2009 年（第 62 回）

実行委企画として鳥肌実氏講演会企画が発案された。彼の演説には、一部団体や出身地に対する発言を中心とした差別ともとれる内容があり、自主法政祭における企画実施には疑問があるという意見が出された。そこで実行委内で検討を重ね、企画を行うことは可能だが、実行委企画としては不適切であるという結論に至った。

2011 年（第 64 回）

パンフレットに記載されている企画紹介の一部に、障害者の蔑称を掲げたものや、震災関連のものを揶揄したものがあつた。また、学祭期間中に掲示されていたビラの中に、看過し難い性的な表現の書かれたものなどもあつた。

2017 年（第 70 回）

団体のビラに不適切な表現があり、表現の変更削除に至った。

2022 年（第 75 回）

ビラ貼り一般解禁後に団体が過激な政治表現を含むビラを掲示。来場者から指摘を受けた。

2023 年（第 76 回）

ビラ貼り一般解禁後に団体が過激な政治表現を含むビラを掲示。学生センターから指摘を受けた。

【全学性に関する事項】

1984 年、社会学部と経済学部の「多摩移転」は「当時の文部省との公的約束」なるものを理由に、強行された。その前年、移転の不当性を訴え、全学的に移転計画白紙撤回や総長団交実現要求が高揚し、正式に団交要求書が提出された。しかし、大学は学生に対し、何の理由説明もないままに一切の話し合いを拒否。移転反対の声は一切届かぬまま、我々は多摩—市ヶ谷という地理的分断を強いられる。

【止揚について】

差別問題の解決には「止揚」という概念が必要になる。止揚とは単に対立する意見のどちらが優れているか、どちらが良いかを択一的に選ぶのではなく、お互いの良い部分を繋ぎ合わせて新たな第三の意見を作り出すことをいう。いわゆる折衷案に似ているがそれと違う点は、止揚では妥協的なものではなく少数意見や劣勢意見を積極的に盛り込むことで多数意見をより良くしていこうというものである。

差別問題は概して、ある問題を画一的に差別であるか否かを論ずることに陥ることが多い。しかし事後において重要なことは善悪を判断するのではなく、差別問題がなぜ起きたのかを相互理解し、防止をしていくことである。そのために実行委としても過去の事例を挙げ、各参加団体に予防を呼びかけるのである。

【禁止六項目】

大学は、学問・思想の自由を守り、学園から暴力行為を排除するために、次の六項目の行為を禁止する。

1. 人身に対して危害を加える行為
2. 凶器となるべきものの所持と集積、威嚇行為など暴力行為の準備となる行為
3. 大学の運営に重大な支障を及ぼす業務・授業・試験の妨害
4. 大学施設の不法使用・占拠・封鎖及び破壊
5. 許可なき者の大学施設の徹夜使用・宿泊
6. 許可なき学外者の大学構内への立入り

【三条件】

学生は大学の自治を守るため次の三条件を厳守すること。

1. 建物、部屋等の不法使用をしないこと。特に、学外者にこれらの施設を転貸しないこと。
2. 当分の間、夜 11 時から、翌朝 8 時まで大学施設を使用しないこと。(多摩校地は夜 9 時 30 分から、翌朝 8 時 30 分までとする。但し、日曜・祝日については、夜 6 時以降使用しないこと。)
3. すべての学生団体は、思想・信条の相違と対立を暴力によって決しない旨の意思表示を大学が確認しうる方法で行うこと。

1960 年代後半の「大学とは何か」「学問とは何か」という根本的な問いかけのもと、学生による社会運動が全国各地で展開された。これに対し、中央教育審議会は「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」を答申し、国公立大学をはじめ私立大学にも治安維持・教育の単線化のために学生管理の規則の制定を強要していった。「禁止三条件六項目」(以下 3-6)は先述の答申と時を同じくして制定された。「学びの場」としての大学の存在が問われてきたことを何ら省みずに、学生の自主性・主体性を無視する形で、その存在を大学の「枠」にはめ、大学の管理下に置こうとしたのだ。

1977年5月27日には「町田移転阻止」「3-6解体」などを掲げた学生有志308名の学生会館泊まり込みによる抗議に対して、これを排除するために大学は機動隊を要請した。「3-6」を口実に「不退去罪」によって308名全員が逮捕された。当時より、大学が管理する施設とは異なったものであった学生会館に対して、「3-6」により時間的制約を適応したのだ。また、多摩キャンパスでは夜間主コース(旧二部学部)がないことを口実に「夜9時30分から翌朝8時30分まで」と拡大適用しており、学生の活動が時間的拘束を受けているのは確かである。

【学祭に関する方針八項目】

「自主法政祭とは、学生自らが定めた理念・ルールに基づいて、参加団体の学生が権利と責任を持って主体的に行動することによって、それぞれが掲げた目的達成に向けて活動を行う場である」という大学祭の目的・目標を高い次元で達成すべく、下記の項目を提言する。下記の八項目を基本方針として大学祭の運営に当たるだけでなく、今後とも大学祭に関する議論の場を設け、大学祭の現状に即した臨機応変な運営を行い、大学祭の成功を目指す。

- 1.大学祭について大学・学生双方の関係団体が協議を行う場を恒常的に設ける。
- 2.飲酒にまつわる問題を解決する為、基本的に禁酒とする。この措置を含め、次年度以降も大学・学生双方の関係団体は継続的に協議を行い、問題の解決を図る。
- 3.企画実施団体は構成メンバーの匿名性を解消し、企画内容に応じた責任者(安全・衛生など)を配置する。
- 4.企画実施団体と大学祭実行委員会は自らの責任を負う為の制度を協議・制定し、これを遵守する。
- 5.企画実施団体と大学祭実行委員会は人員面などで協力し、大学祭の成功に努める。
- 6.企画の質への影響を十分に考慮しつつ、企画準備・片付け及び清掃の時間を見直す。
- 7.企業による、大学祭の商業化を抑制する。
- 8.大学祭実行委員会・大学間での情報共有を行う。

2011年12月に「今年度の大学祭に関する声明」が大学から発表された。その中で『(大学祭に関する様々な問題の)抜本的な改善策を打ち出さない限り、いくら「自主法政祭」の継続やそれに対する支援を堅持したいと関係者が念じても、それが許されないことにもなりかねません』という、学祭の中止にまで言及された声明が大学より、総長・各学部長の名のもとに発表された。また、同時に実行委、警備局、CSK(サークル支援機構)などにおいても、学祭の問題点や制度の見直しを求める声など、様々な意見が寄せられており、それらの状況を受け、学祭全体の問題解決に取り組むべく学友会の場において『学友会会則』に則り、「学友会市ヶ谷小委員会」が発足された。その「学友会市ヶ谷小委員会」における大学・学生間での協議のもと、「学祭に関する方針八項目」が提言され、2012年(第65回)より「学祭に関する方針八項目」を条件として学祭を運営していくことが決定した。近年この「小委員会」は必要があるときのみ開催する決まりとなっている。